



新潟県

関川村

令和4年8月22日（13時30分）

令和4年8月豪雨に伴う関川村の建物被害認定調査の状況をお知らせします  
(8月20日調査終了時点)

令和4年8月豪雨(8/3発生)による被害を受けた関川村において、「チームにいがた」(県内全市町村と県の相互応援協定)による罹災証明書の交付に必要な建物被害認定調査を8月11日から進めています。

調査については、内閣府の基準に基づいて、建物の外側から、被害の大きさや浸水の高さを中心に行ってています。

8月20日の調査終了時点における進捗状況についてお知らせします。

## 被害の程度(判定結果)

## 8月20日調査終了時点

調査合計	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない	無被害
872	1	35	43	84		247	462

※上記は速報値です。変更となる可能性があります。

※建物被害認定調査結果は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」「無被害」の7区分によって判定されます。調査結果には「床上浸水」「床下浸水」の区分はありません。床上浸水は概ね半壊以上、床下浸水は概ね準半壊以下に振り分けられています。

## 【参考】罹災証明書の交付について

罹災証明書の交付は、8月23日～8月31日に関川村村民会館大ホールで行います。

## 【お問い合わせ先】

関川村住民税務課税務班

電話 0254-64-1451